

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

令和5年2月16日（木）

開 催 日 時 令和5年2月16日（木） 午後2時00分～午後4時57分
開 催 場 所 505会議室
出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
丸山憲子 委員
青木雅代 委員
望月克浩 委員
説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は望月委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（8）及び議案第32号から議案第34号までは、人事案

件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。
お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。
それでは、本日の議題に入ります。

(委員報告事項)

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

(1) 令和4年度東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会について、三町教育長職務代理人からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理人

令和4年度東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会につきまして、私からご報告させていただきます。

資料No.1をご覧ください。

今年度の第3ブロック研修は小平市が研修担当市となり、1月20日金曜日、小平市学校給食センターにて行いました。

第3ブロックの構成市の教育委員の皆様をお迎えするため、小平市からは教育長をはじめ、教育委員全員が参加いたしました。

研修会では、飯島学務課長より、「小平市の学校給食及びPFI方式による学校給食センター更新事業について」をテーマに講話を行った後、参加された皆様に施設内を見学していただきました。

全体を通して研修会につきましては、おおむね盛況に開催することができたと感じております。

小平市学校給食センターは、2月1日から中学校給食の提供を開始しました。子どもたちも私たちも、この日を心待ちにしておりました。子どもたちの心身の健やかな成長のためにも、学校給食は非常に重要な役割を担っております。各市で様々な工夫をされていると思いますので、情報交換などを行いつつ、より安全・安心で充実した給食の提供を行えることを期待しております。

私からの報告は以上でございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 損害賠償請求事件の判決について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 損害賠償請求事件の判決についてを報告いたします。資料はございません。

本件は、令和元年12月9日付けで、小平第十一小学校に在籍する児童及びその親権者を原告に、市を被告として、東京地方裁判所に訴えがあったもので市が応訴していたものでございます。

訴えの内容といたしましては、平成31年4月以降、児童が不登校の状態に至ったことは、小平第十一小学校教諭らによる安全配慮義務違反及び違法な公権力の行使によるものであるとして、慰謝料300万円の支払いを求められていたものでございます。

このたび、去る1月23日に、市の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する判決の言い渡しがございました。なお、1月29日に、原告が控訴したと伺っておりますので、市といたしましては、控訴状の送達を確認の上、応訴してまいりたいと存じます。

○古川教育長

ありがとうございました。

次に、(2) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(2) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和5年2月14日火曜日までに、公民館に勤務する職員3名、市立学校に勤務する教職員17名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

今後も、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(3) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説

明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（3）小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における2月14日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で17校、延べ65学級、中学校で7校、延べ11学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

令和5年2月14日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で3校、6学級、中学校で1校、1学級でございます。

各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、新型コロナウイルスへの対応に合わせて、感染症対策を行っております。

○古川教育長

次に、（5）学校経営協議会を置くことについて、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（5）学校経営協議会を置くことについてを報告いたします。

小平第一小学校、花小金井小学校、小平第一中学校、花小金井南中学校の4校は、本年度4月から学校経営協議会の設置、いわゆるコミュニティ・スクールへの移行に向けて、地域とともにある学校づくりについて研究に取り組み、準備を進めてまいりました。

本件は、小平市学校運営協議会規則第3条第2項の規定により当該学校に学校経営協議会を置くことについて、ご報告するものでございます。設置日は、令和5年4月1日でございます。

はじめに、小平第一小学校についてご説明いたします。

資料No.4をご覧ください。

小平第一小学校は、児童数が年々増加傾向にあり、それに伴い、配慮を要する児童も増えております。不登校をはじめ、児童の様々な不適応行動にも表れております。さらに、自治会の中には、学齢児童が極端に減少している地区もあり、地域同士の関係が希薄となっております。そのため、学校経営協議会を設置することは、地域の大きな力になると考えております。

具体的な取組といたしまして、学校経営方針の重点項目である「学力向上」、「健全育成」、「地域連携」に加え、創立150周年を迎えることから記念行事への各プロジェクトチームを組織し、学校評価の評価項目に関連させながら実践してまいります。

次に、花小金井小学校についてご説明いたします。資料の4枚目をご覧ください。

花小金井小学校は、近隣に大規模なマンション等が新築されております。新規住民の流入に加え、コロナ禍の影響もあり、学校と地域、保護者の関係が以前に比べ希薄となっております。このような状況から、地域と協力、協働する学校づくりが学校の課題でございます。

学校経営協議会の設置により期待できる効果として、地域や保護者の願いに応える学校づくり、授業改善やその他の教育活動の改善、地域の伝統や特色を生かした学校づくりを挙げております。

具体的な取組といたしましては、健全育成、安全対策、学校支援のプロジェクトを設置し、保護者や教職員、地域の方々などとの連携を推進してまいります。また、学校評価の項目に、学校経営協議会に関する項目を加え、協議会による学校評価を年2回行う予定です。

次に、小平第一中学校についてご説明いたします。資料の7枚目をご覧ください。

小平第一中学校は、コミュニティ・スクールを設置することについて、次の2点をメリットと捉えております。

1点目として、学校経営の継続性の担保として、学校の主体性を尊重しつつ、学校として継続すべき点については、学校経営協議会が中・長期的な視点で継続性を担保する役割を担えること。

2点目として、学校経営について、学校経営協議会のメンバーが、それぞれの立場で経営に参画することで、校長の判断の質を向上させ、よりよい学校経営を行うこととございます。

具体的な取組といたしましては、「防災」、「読書」、「ICT」、「部活動」の4課題を設定し、地域教育コーディネーターと連携し進めてまいります。また、必要に応じて学校経営協議会が主体となり活動に当たるものとします。令和4年度の活動では、「避難所開設準備委員会の立ち上げに向けた関係機関との調整」などを行いました。

次に、花小金井南中学校についてご説明いたします。資料の9枚目をご覧ください。

花小金井南中学校は、花小金井小学校と同様に、大規模なマンション等の新築の影響から、生徒数の増加が予想されております。学校全体の学力向上や体力向上の取組に成果が見られる一方で、生徒の価値観や家庭状況が多様であることから、学校が様々な悩みを抱える生徒たちの居場所をつくり、きめ細かな支援をしていく必要があると考えております。

今後の具体的な取組といたしましては、「学習支援」、「家庭支援」、「地域防災」の3つの分科会を設定し、課題別に熟議を進めてまいります。その他、避難所運営マニュアルの作成、小中連携型のコミュニティ・スクールのあり方、部活動地域移行のあり方なども検討してまいります。

○古川教育長

次に、(6) 令和4年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(6) 令和4年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本調査の目的は、学校においては、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析し、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てることでございます。教育委員会においては、教育課程や指導方法等に関わる市立学校の課題を明確にし、解決を図るとともに、本市の施策に生かすことでございます。

児童・生徒調査の対象は、小学校は第4学年から第6学年までの児童、中学校は全学年の生徒でございます。原則として、特別支援学級に在籍している児童・生徒は調査の対象としておりません。

結果概要をご覧ください。

はじめに、各教科の授業の内容に対する理解の程度に関する調査の結果でございます。

小学校では、肯定的な回答は、おおむね90%から95%程度であり、中学校では、75%から90%程度でございました。

調査結果を踏まえ、児童・生徒が各教科等の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得しながら、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を高められる学習活動を推進します。また、小学校第6学年の児童が、中学校体験入学の機会を通して中学校の学習に見通しを持てるようにするとともに、小学校と中学校の教員が、「小・中連携の日」に学習指導に関する情報交換を行うことで、中学校第1学年の生徒が安心して中学校の学習活動に取り組めるようにいたします。

次に、学習の進め方や学習習慣に関する調査の結果でございます。

肯定的な回答をした児童・生徒の割合が小・中学校ともに高い項目は、学習の進め方の⑥の項目でございました。

一方で、肯定的な回答をした児童・生徒の割合が小・中学校ともに低い項目は、学習の進め方の②の項目でございました。

調査結果から、児童・生徒が自分の課題に粘り強く取り組めるよう、教職員が丁寧に支援する

とともに、児童・生徒の特性に応じた手だてを講じることで、確かな学びにつながるようにします。また、学んだことをきっかけに新たな疑問や興味・関心から学びが深まるよう、学習者用端末等を活用した学習を一層促進するとともに、辞書や辞典・図鑑・書物等を併せて活用する視点も大切に指導いたします。

本調査の結果を踏まえ、既に身につけた知識や技能、自ら調べた情報などを基に、自分で学び方を選択しながら課題解決する学習経験を通じて、生涯にわたって学び続ける力を育ててまいります。

○古川教育長

次に、(7) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(7) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

1は、ビデオプロジェクター1台を小平ビデオクラブ様より、小平市立公民館への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、長胴太鼓1面を小平三小PTA和太鼓同好会「回太鼓」様より、小平市立小平第三小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

ありがとうございます。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○青木委員

報告事項の5番と6番に要望をしたいと思います。

5番の学校経営協議会を置くことについて、小平市内において、随分たくさん学校のコミュニティ・スクールの取組が進んできていると思います。今回も4校がコミュニティ・スクール、学校経営協議会を置くということで進められると思います。本当にコロナ禍の影響か、地域や保護者との関係が希薄になってきており、また、引き継がれていないところも多くなってきておりますので、学校経営協議会を置くことで、学校と地域、保護者との関わりが深まっていくと思います。初めて置くこの4校については、これからですので、かなり力を入れていかれると思いますが、今まで続けられているところも、コロナ禍を経て、より一層、地域との関わりを深めていけるような取組をしていただきたいと思います。どの学校もやはり年月がたつと最初の勢いがなくなってくるところがあります。いまいちど最初の思いと同じような形で、どの学校も進めていただけるといいと思います。新しくこういう取組を始める学校があるということで、ほか

の学校の方々にも、いまいちど見直しをして新しい地域や保護者の力を取り入れていただきたいと思います。

次に、児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について、ご説明いただきました。幾つかの学校を見学させていただいていますと、学習者用端末を使って、いろいろな資料を使って自分の考えをまとめながら、それを発表していくというすごく進んだ学習を、小学校の中学年ぐらいの子どもたちから中学生にかけてやっており、みんな本当に上手にまとめてして発表している様子を見させていただいております。しかし、この裏面の自分が考えたことなどを積極的に誰かに伝えようとしているというところの評価が少し低いような気がします。十分にそういう学習はしていると思うのですが、まだ自分の意見が言えていないと思っているので、学習者用端末をもう少しうまく使えるといいのではないかと思います。見ている感じでは、かなりの形でできているのではないかと思いますので、そこをもう一歩進めていけると、本当によい授業にもなりますし、自分の意見がしっかり言えていると思えるようになるのではないかと思います。

次に、中学校の(3)の学習習慣についてです。中学校のところの①の自分で計画を立てて学習をしている中学生が少し低い気がします。学校訪問のときに、どこの学校か忘れてしまいましたが、独自の計画ノートのようなものをつくらせて、自分たちの計画を立てて学習や生活を見直していくようにされていたと思います。中学生ぐらいから自分の一日のこと、また、人生のことなどについて計画を立てて進めていくというのは、とても大切なことで、それを身につけさせていただくと、高校やその先の進路についても、よりよい形で進められると思います。この計画を立てるといふ辺りを、もう少し力を入れて各学校で取り組んでいただけるといいと思います。

○古川教育長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○望月委員

3点ございます。

1点が(6)令和4年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について、裏面(2)の①の部分です。小学校から中学校にかけて、課題に関して難しいと感じる問題でも、最後まで諦めずに取り組んでいるというところで、小学校と中学校でかなりの差が出ているのが、少し気になっております。私は今期しか見ていないので何とも言えませんが、こちらに関して、昨年度と比較できる部分がもしありましたら、聞かせていただきたいと思います。

もう1点ですが、上の部分になります。中学生の社会と英語の項目について、第2学年のところで、数値が極端に下がってV字の形になっている状況だと思います。この原因がもし分かれば、もう少しご説明をいただきたいと思います。

もう1点が、寄附の受領についてです。寄附があったということですが、今後の対応についてお話聞かせていただきたいと思います。

○古川教育長

寄附について、もう一度お願いします。

○望月委員

寄附をいただいたことに対して、何かしらの対応がなされるのであれば教えていただきたいです。

○古川教育長

まずは学力向上を図るための調査、(2) ①小学校と中学校に差があるか、経年比較のようなものがもしあればということです。

○松田指導主事

①につきまして、こちらの調査でございますが、令和3年度からウェブシステムでの調査となっております。昨年度の数値をまずお伝えさせていただきますと、小学校では80.5%、中学校では64.4%でございました。また、今年度の東京都の平均でございますが、小学校では81.7%、また中学校では69.2%でございました。都と比べても小学校、中学校で多少差が出ています。

また、こちら小学校6年生と中学校1年生で比較してみますと、小学校6年生のみとしますと82.5%が肯定的な回答をしております。中学校1年生では76.5%というところで、やはり小学校から中学校に上がる際の接続というところに、一つの課題があると認識しております。

2点目の中学校の社会科のV字に肯定的な回答が上がっているというところでございますが、まず令和3年度と令和4年度の調査時期ですが、令和3年度は2学期の終わりに調査を実施しているのに対し、令和4年度は学期はじめ、5月から6月という1学期に実施しています。

次に、中学校2年生の学習内容と3年生の学習内容の理解の難しさが原因であると認識しております。

○市川教育総務課長

3点目の寄附の受領についての対応でございます。これにつきましては、市長名によるお礼状を差し上げ、寄附者のお考えを確認した上でですが、寄附をいただいた内容について、教育委員会だより並びに市のホームページに掲載させていただいております。

○望月委員

先ほどの寄附のことで要望ですが、ぜひその後の対応についても少し触れていただけるとありがたいです。寄附があり、その後どうされるというところもぜひ一緒に載せていただけるとありがたいです。本当に善意で成り立っている部分があると思いますので、すごくうれしく思いますし、子どもたちにも大いに使っていただけるのかなと思います。

学習の件については、学年が変わるところに対して、難しさがあるということはよく理解できました。ぜひ、この対応について学校とも連携をしていただきたいと思います。

2番に関しての学習の進め方です。対昨年比についてお話をいただきましたが、基本的には上昇している、改善をされてきているというところが見えているのは、非常によろこばしいことではないかと思います。もちろん課題はあるとは思いますが、ぜひ、引き続き見守ってまいりたいと思います。

○丸山委員

コロナウイルス感染症やインフルエンザについて、学級閉鎖等がまだ継続していますが、スキー教室は全部無事に終わったのかどうか教えてください。

また、5番の学校経営協議会について、どの学校も地域とともに学校づくりをするということで、本当にありがたいことだと思います。例えば、小平第一中学校は、一堂に会して会議をするだけではなくて、グーグルチャットを活用して情報共有をするなど、新しい試みで、学校経営協議会の運営をしている部分は、すごくいいことだと思います。

この学校経営協議会の体制について、4校とも書かれていますが、小平第一小学校では、この協議会の中を4つのグループに分けてそれぞれ活動をしていると書いています。そのほかの学校、例えば花小金井小学校では各プロジェクト、小平第一中学校ではプロジェクトはあるけれど、4つに分かれておらず、みんなでやっていくということなのか。体制のところ少し分りにくいので、説明をお願いします。

○古川教育長

質問はスキー教室が実施できたかどうかということでしょうか。

○丸山委員

はい。

○松田指導主事

全ての中学校が終了したとの報告を受けております。

○古川教育長

では、続いてコミュニティ・スクールで、小平第一中学校が分かれていないことについて。

○吉田指導課長補佐

コミュニティ・スクールの体制のご質問ですが、学校経営協議会の権限の一つに、校長の基本方針について承認を与えるということがありますので、主に小平市のこれまでの学校を見ておきますと、小学校では具体的な活動としてプロジェクトチームを立ち上げて、そこにコミュニテ

イ・スクールの委員を配置するパターンが多く見られる傾向にあります。一方、中学校は、特に具体的な活動というよりは基本方針の承認ということに力点を置いて行っている学校が多く見られます。小平第一中学校については、課題を4つ今回挙げておりました、学校経営協議会自体が活動に当たる場合もあるということで、具体的な対応を想定しているというふうに捉えております。

○丸山委員

小学校と中学校の学校経営協議会の性格というのが、改めて分かってよかったです。

○三町教育長職務代理者

私がお聞きしたいのは、(1)と(2)と(6)に関連することです。

(1)の損害賠償請求事件の判決について、口頭で説明がありましたが、発生が2年ぐらい前ということですので知らない委員がいらっしゃると思います。概要を教えてくださいたいと思います。

次に、コロナ関連は、今、国会でも2類相当からどうするか、いつからマスクを外すか、卒業式をどうすると、いろいろな議論がどんどん出てきていて、一体どうなのかが非常に分かりにくいです。その中で、特に小平市で直面するのは卒業式に関することだと思いますので、国が何を言おうと小平市ではどう考えているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

それから(6)の児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、これは小平市全体ということでまとめられていますが、この資料の中身はどのような形で扱われるのか。教育委員会への報告なのか、あるいは市民への周知としてホームページに載せる、学校に出す、といった活用の方向性を教えてください。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

○白倉教育部長

損害賠償の件につきましては、個人に関わるが含まれておりますので、内容については非公開の場で補足説明させていただければと考えております。

○古川教育長

各委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

－「はい」の声あり－

○古川教育長

では、そういうことでお願いいたします。

続いて、コロナの対応について、小平市の対応についてお願いします。

○松田指導主事

コロナ禍対応下での卒業式の実施方針につきましては、文部科学省、東京都の通知を受けまして、小平市としてマスクの着用についての考え方が混乱しないように、お知らせする準備をしているところでございます。決定次第、お知らせさせていただければと思っております。

○古川教育長

では、6番の児童・生徒の学力向上を図るための調査の活用について。

○松田指導主事

こちらの結果についてでございますが、3月に行われます校長会議において、各学校に示してまいりたいと思っております。また、3月の教育委員会だよりにおきましても、学習の進め方に関して、記事を掲載いたします。

来年度の実施に向け、4月、5月の各種研修会と主任会等におきましても、いま一度小平市の現状としてお話をさせていただき、授業改善に向けた取組を各学校で進めていただきたいと思います。

○三町教育長職務代理者

1点目はありがとうございました。

2点目のところ、これから準備ということなので、最終的に校長が直面しなければいけないので、その場できちんと対応できるような方針をしっかりと出してほしいと思います。今、いろいろなマスクの情報の中で、マスクをしていいのか、してはいけないのか、あるいはどちらでもいいのか、そういう物の見方も増えてきているようで、学校に対して、例えば保護者や地域の方が来るときは、こういう形でやってほしいというものを出不さないといけないと思います。つまり、子どもたちの安全が第一であって、卒業式でどんなに盛り上がるかと、健康を害してしまったり話になりません。そういう意味での最大限の防御というか、感染防止の方針をしっかりと出して、その上でやってほしいというのが私の願いです。ぜひ、そこを考えながら事務局で準備していただきたい。これがコロナ関連の卒業式のことです。

次に、(6)の児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果ですが、これを広く市民あるいは学校へ周知していこうということのように理解しました。しかし、正直なところ、専門的な形で書かれているため、一般の方には分かりにくいだろうと思います。例えば裏面で、調査結果から云々と文章があります。これは別に小平市でなくても、どこでも言う内容なのです。少し嫌な言い方をすると、児童・生徒が各教科等の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得しながら、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を高められる学習活動を推進します。これは、この調査をせずとも、もう何年も前から言われていることです。そういうものに、私は疑問を感じてしまいます。中一ギャップのことだけでいいのではないか。これをもらった側は、この資料が生かせるのでしょうか。この考察が本当に生きるのかと、私は疑問を投げかけたいと思います。

また、下の文言も同じです。今後も児童・生徒が自分の課題に粘り強く取り組めるよう、とあります。事務局側は、学習の進め方や、学習習慣のことを見ながら対応を考えているのかとは思いますが、何をデータとしてこのような言葉が出てきたのか、私は分かりません。分かる方はいるかもしれませんが、非常に分かりにくい形になっているのではないかという気がします。

学校にこれを渡したときに、きっと自分の学校についての分析を載せると 생각합니다。こういう形での市教委からの分析が出てくると、学校がどうそれを自分の学校に置き換えて書くのか考えても、結局そっくりになってしまう可能性があります。正直なところ、国の調査の結果をホームページで見ても、各学校のホームページの分析の文書を読んでも、市教委が出した文章とほとんど変わりません。若干変わるかもしれませんが、表現がほとんど変わらないです。周知するという意味が生かされているのか非常に疑問であり、ホームページで公開するための文章を提供しているようにしか感じられない。事務局には申し訳ないのですが、そのように私は受け止めてしまいました。そのため、どこまで周知するのかと聞いたのです。ぜひ、やっていることを生かして、小平市の分析がもう少し見えて、そしてそれを学校では自分のところの視点で見るというふうに変えていかなければいけないと思います。それがホームページ等で、自校の様子として分かれば、どの学校も同じような感じにはならないのではないかという気がします。ぜひそうしたところも指導していただきながら、また、市教委としても、出す文書をご検討いただきたいと思います。これは要望です。

○古川教育長

マスクの着用についてのご指導ありがとうございます。

また、資料の確認についてはもう少し検討して、学校等に分かりやすくできるようにしていただきたいと思います。

では、ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和4年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

協議事項(1) 令和4年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.8をご覧ください。

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、教育委員会として表彰を行うにあたり、小平市教育委員会表彰等に関する規程に該当する27名2団体について、ご協議いただきたいと存じます。

なお、前回ご協議いただいたものを含めると、対象者は44名、3団体となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

○丸山委員

25番ですが、茨城予選と書いてあります。なぜ茨城予選なのでしょう。

○市川教育総務課長

ダンスチャンネル ALL JAPAN SUPER KIDS DANCE CONTEST 茨城予選について、こちらの大会は、日本各地でそれぞれに予選が行われております。例えば、九州、関西、中部地域で大会が行われており、非常に広域からその大会に参加者が集まっておられるという状況を加味しまして地方大会、関東大会と同等と考えているところでございます。

それぞれの大会で広域から参加できるという条件になっておりますので、東京都民、小平市民でも茨城予選に参加できるという形になっております。

○三町教育長職務代理者

大会名のところで教えてください。18番と19番ですが、第75回関東中学生テニス選手権大会の主催が中体連とあります。関東中学生テニス選手権大会というのは、中体連ではなく、硬

式テニスの協会が主催しているのではないかと思いますので、そこは確認をしていただきたいと思います。中学校とついているほうが中体連だと思います。中学生の場合は、中体連はそういう部活、団体はありません。各競技大会のほうで独自に進めているのだと思いますので、その確認をお願いします。

次に、第2回関東中学校体育大会テニス大会について、体育大会というのは初めて聞きます。これは一体どういう大会なのでしょう。これは中学校なので、どういう組織なのか。中体連とは違うのか。中体連には硬式競技はないからだと思うのですが、大会名及び主催者について確認です。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

○市川教育総務課長

関東中学生テニス選手権大会につきましては、正確には関東中学校テニス連盟が主催者であり、中体連は主管という形で名前を連ねておりますので、これについては誤記でございます。訂正しておわび申し上げます。

また、この第2回関東中学校体育大会テニス大会については、今、手元に資料がございませんので、後ほど調べてご報告申し上げます。

○三町教育長職務代理者

結構です。

○古川教育長

ほかにごございますでしょうか。

○望月委員

No.8に関してですが、水泳ということですが、主催を見ると浜名湾とあります。これについてご説明をいただきたいと思います。

○市川教育総務課長

No.8のとびうお杯第37回全国少年少女水泳競技大会でございますが、主催者は、静岡県の浜

名湖の近くに所在しているNPO法人であり、全国からスイミングクラブが集まって対抗しあう大会を主催しているものでございます。

○望月委員

分かりました。ありがとうございます。

○古川教育長

ほかにごございますでしょうか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、「被表彰候補者一覧」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第26号、令和4年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第26号、令和4年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会3月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正について、市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、ございません。

歳出につきまして、教育総務費で600万円の減、社会教育費で3,450万円の減、保健体育費で7,174万9,000円の増、合計して教育費で3,124万9,000円を増額いたします。

理由でございますが、年度末の歳出事業費確定の時期となりますことから、教育総務費及び社

会教育費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

保健体育費につきましては、小学校給食運営事業及び中学校給食運営事業におきまして、本年度実施しております物価高騰負担軽減対策として各校の給食費会計への補助について、来年度も延長して実施するため、増額いたします。

なお、当該事業の財源は、今年度、市が交付決定されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部活用してまいります。地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則が適用されておりますが、交付金を余すことなく活用するため、今回の増額分について特別に翌年度に繰り越すこととし、繰越明許費を設定いたします。

次に、債務負担行為でございますが、これは、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。

学校給食センター維持管理・運営業務委託について、令和19年度までの契約期間についての債務負担行為を新たに設定するものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○望月委員

図書館費のところに関して、2,930万円の人件費が補正で削減です。学校給食費の増額というのは分かります。かなりの金額を下げる形になってはいますが、大丈夫なのでしょうか。図書館の運営に関して支障は出ないものなのか、非常に不安を感じます。

○古川教育長

図書館費の人件費のところですね。

○望月委員

はい。見方が違うのですか。

○利光中央図書館長

この図書館費のところは、人件費の部分での減ということでございまして、図書館の通常の事業費とは別の部分ということになりますので、図書館事業にこの減から影響はございません。

○古川教育長

人件費がこれほど減っても、支障がないものですかということについては。

○白倉教育部長

この人件費の減というのは、育児休業等による減ということですので。職員が育児休業に入った場

合、市からの給料の支払いがストップする形になります。今手元に資料がないので分かりませんが、図書館の正規職員の中で数名育児休業に入っているということから、市からの給料支払いがなくなり、その分が余剰として出てきますので、それを今回ここで整理して減額するという対応でございます。

その休まれている職員につきましては、共済のほうから別途一部支給がありますので、そちらの支給をいただいているという状況でございます。

○古川教育長

望月委員、よろしいでしょうか。

○望月委員

人件費には全く影響がないと思ってよろしいのでしょうか。

○白倉教育部長

人件費については問題なく、また休まれた方の部分については、会計年度任用職員のアシスタント職を採用させていただきまして、休まれた人の分についてはフォロー体制を取るよう対応しているところでございます。

○望月委員

なぜこのように何度も聞いたかと言うと、今後もそうだと思いますが、図書館運営に関しましては、各学校もそうですが、本を読むということに関しても、学校の教育として力を入れているところがあります。そのときに、何もできないといった状況になってしまうことを恐れているので、質問しました。金額が大きいので、驚いたというのも正直なところです。

○古川教育長

ほかにございますでしょうか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、令和4年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第27号、第二次小平市教育振興基本計画の策定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第27号、第二次小平市教育振興基本計画の策定についてを説明いたします。

本案は、昨年度から、アンケート調査を実施するなど策定を進めてまいりました第二次小平市教育振興基本計画について、市民意見公募手続などを経て、このたび、計画（案）がまとまりましたので、ご審議いただくものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

それでは、議案第27号、第二次小平市教育振興基本計画の策定についてを説明いたします。

はじめに、計画素案に対する市民意見公募手続の実施結果についてご説明をいたします。資料No.2、（仮称）第二次小平市教育振興基本計画（素案）に対する市民意見の計画への反映状況をご覧ください。

計画素案について、昨年10月24日から11月23日までの1か月間、市民意見公募手続を実施し、6人の方から12件のご意見をいただきました。ご意見のうち、計画（案）に反映するものは1件でございます。意見の内容と計画への反映の詳細につきましては、資料のとおりでございます。

次に、計画（案）について、概要をご説明いたします。なお、計画素案をご協議いただいた際に説明させていただいた点につきましては、割愛させていただき、素案からの主な変更点を中心にご説明いたします。資料No.1をご覧ください。

今回策定します計画の概要をまとめております。現行計画の計画期間が終了することから、新たな教育課題に対応し、さらなる教育の振興に向け、小平市の教育が今後目指すべき方向性とその実現のための施策を明示し、総合的、体系的に推進していくためのものでございます。

では、資料No.1の裏面と、それから資料No.3をご覧ください。

資料No.1の6、計画素案からの主な変更点において要点をまとめておりますので、この点を中心に計画素案からの主な変更点についてご説明いたします。

第1章、計画の基本的な考え方では、国や都の動向をまとめておりますが、国が策定する第4

期教育振興基本計画の基本的な方針などを含めて整理を行っております。

第2章、小平市の教育の現状と課題では、アンケート調査結果などを踏まえて現行計画を振り返り、新たな計画に向けた課題の整理を行っております。ここについては大きな修正はございません。

第3章、教育の目標では、小平市の教育が目指す人間像や本計画の基本理念、今後10年で目指す教育の目標を定めております。パブリックコメントで目標値が高すぎるというご意見をいただきましたが、10年間を計画期間とする中期的な計画ですので、修正は行わないことといたしました。ただし、計画の中間年に達成度を確認し、再検討を行うことを考えております。

第4章、施策の展開では、12の基本的施策ごとに主な取組をまとめておりますが、素案をご協議いただいた際に頂戴したご意見やパブリックコメントを踏まえ、全般的に見直しを行いました。

資料No.3の87ページをご覧ください。基本的施策7、学校の経営力向上の主な取組①、②について、コミュニティ・スクールをさらに充実させていくこと及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を進めていくことについて、より分かりやすくなるよう整理いたしました。素案では、①とは別に②として社会に開かれた教育課程の具現化について記載しておりましたが、コミュニティ・スクールは社会に開かれた教育課程を具現化するための手段の一つでもありますので、①に含めて記載することとしました。

また、新たに②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進については、両者の役割が分かりやすくなるよう、各々の目指すところを記載いたしました。

③多様な主体との連携については、今後、取組を進めていく必要がある部活動の地域移行についても含んだ取組であることが分かりやすくなるよう記載を改めました。

次に、92ページの基本的施策9、地域総がかりでの教育の推進の主な取組①については、パブリックコメントでいただいた意見を反映し、地域での体験活動などを通じた子どもの豊かな心の育成についても記載しております。

96ページ以降の基本的施策11、12を中心に、第4章全体を通して社会教育分野に係る取組等の内容について、今後10年の目指す方向性や取り組んでいく内容が分かりやすく伝わるよう、なるべく具体的な記載とするよう、見直しを行いました。

第5章、計画の推進にあたってについては、修正はございません。

資料編については、本計画の策定経過などをお示しするとともに、教育に携わる方以外の方にも本計画をご理解いただき、目指す人間像の実現に向け、ともに取り組みを推進していけるよう、用語解説を掲載しております。

最後に、今後の予定でございますが、この計画（案）につきましては、本日議決をいただければ、3月22日の幹事長会議への報告を経て、市民に公表する予定でございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第27号、第二次小平市教育振興基本計画の策定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第28号、第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第28号、第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業についてを説明いたします。

本案は、先ほど議決いただきました「第二次小平市教育振興基本計画」に掲げた教育の目標を達成するための、来年度の主要事業を定めるものでございます。

計画の初年度となりますが、令和5年度の主要事業といたしましては、新規事業が5事業、拡充事業が5事業、継続事業が42事業、合計52事業でございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

議案第28号、第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業についてをご説明いたします。それでは、お手元の議案に沿って概要をご説明いたします。

1 ページには計画に掲げた目指す人間像と計画の基本理念、3つの教育の目標を示しております。

2 ページをご覧ください。3つの教育の目標を達成するための12の基本的施策について、新規・拡充・継続を含め、来年度の主要事業として、52事業を掲げております。このうち特徴的なものを中心にご説明いたします。

1、確かな学力の向上については、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、学習者用端末を活用した情報教育の推進、体験活動の充実が求められております。主要事業として小学校第5学年における移動教室の実施やデジタル利活用支援員の配置に取り組み、体験活動や学校教育におけるICTの活用を推進し、学力の向上を図ります。

3ページをご覧ください。2、健やかな体の育成については、令和4年度の体力テストの結果により、体力低下が明らかとなっていることから、各校でのこれまでの取組を継続しつつ、運動意欲の向上と運動の日常化による体力向上に取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。3、豊かな心の育成については、いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒の問題行動は、原因や対応が多様化、複雑化していることから、各校のいじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図ってまいります。

5ページをご覧ください。4、自立心の養成については、学校教育における学習者用端末の利活用を推進するとともに、SNSなどを通じた危険を回避できるよう、子どもたちの情報モラルを高める取組を推進してまいります。

6ページをご覧ください。5、一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実については、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた準備・検討などを進め、一人ひとりの特性に応じた学びの場の提供を進めてまいります。

7ページをご覧ください。6、教員の資質向上については、教育活動のさらなる充実に向け、学校における働き方改革の推進が求められています。新たに担任の業務を補助するエデュケーション・アシスタントを配置するなど、外部人材の活用を進めることや、校務支援システムの機能拡張により、校務の効率化を進め教育の質の向上を図ります。

8ページをご覧ください。7、学校の経営力向上については、開かれた学校づくりを積極的に推進し、学校教育への信頼や理解を得ること、及び部活動の地域移行に向けた検討が必要となっております。コミュニティ・スクールの全校設置に向けた取組を推進するとともに、主要事業として部活動地域移行の検討に取り組んでまいります。また、スクールロイヤー制度の導入により、高度化、複雑化する問題の早期解決を図ってまいります。

10ページをご覧ください。9、地域総がかりでの教育の推進については、地域全体で子どもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められております。主要事業として、小平地域教育サポート・ネット事業の推進に取り組み、学校、家庭、地域の円滑な連携による持続可能な教育環境の実現に取り組んでまいります。

12ページをご覧ください。11、多様な学びをつなぐ生涯学習の推進として、誰もが社会に参画する機会を持つことができるよう、学習機会を提供することが求められています。公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築などにより、学びの機会の拡充を図るとともに、地域での人的つながりづくりを推進してまいります。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

新しい言葉なので教えてもらいたいのですが、8ページの学校における働き方改革の②学校を支える外部人材の配置の拡充ということで、予算が書いてあり、スクール・サポート・スタッフと、副校長補佐、特別非常勤講師、最後にエデュケーション・アシスタント（新規）と出てきます。これは今まで聞いたことのない新規ですが、また東京都が名前を打ち出して、お金をつけたのか。市の持ち出しがゼロなのかといったところを教えてください。

○岡崎教育指導担当部長

エデュケーション・アシスタントは東京都の新規事業で10分の10の事業です。小学校1年生から3年生の低学年を中心に、副担任として人を配置することができまして、その配置する人の教員免許の有無は問わないという事業です。

○三町教育長職務代理者

免許を持たないということは、副担任の業務というのは当然教育もあるわけですが、そういうことに一切関わらないという理解でよろしいですか。

○岡崎教育指導担当部長

都の説明は、今申し上げたとおりの内容になっております。ただ、委員がおっしゃったとおり、担任の補佐的な役割になると思います。教員免許はないので、指導はできないと認識しております。

○三町教育長職務代理者

分かりました。結構です。

○古川教育長

では、ほかにございませんか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第28号、第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第29号、令和5年度教育予算の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第29号、令和5年度教育予算の申出についてを説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するにあたり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

10ページをご覧ください。教育委員会で所管いたします10款教育費につきましては、前年度予算比10.4%増の、87億1,138万5,000円でございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

それでは、議案第29号、令和5年度教育予算の申出についてを説明いたします。

はじめに、令和5年度一般会計予算の全般的な特徴につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の先行きがいまだ見通せない中、市が目指す将来像の「つながり 共に創るまち こだいら」の実現に向けて、必要な施策、事業に限られた財源を効率的に配分した予算編成となっております。

教育委員会が所管する事務の令和5年度予算では、主な事業として、コミュニティ・スクールの拡充、小学校第5学年における移動教室の実施、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備、特別支援教育の充実、学校体育館冷暖房設備設置などに取り組みます。

それでは、議案資料に沿って令和5年度予算について概要をご説明申し上げます。

はじめに、歳入につきまして、500万円以上の特に大きなものをご説明いたします。

まず、3ページ上段をご覧ください。16款国庫支出金として、花小金井小学校増築、防災機能強化事業、大規模改造、中段に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金となっております。

次に、17款都支出金では、下段のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金、学校マネジメント強化事業（副校長補佐）補助金、4ページにまいりまして、発達障害教育支援員配置促進事業補助金、スクールサポートスタッフ事業補助金、社会の力活用事業、その一つ下のエデュケ

ーション・アシスタント配置支援事業補助金、中段に参りまして、東京都放課後子供教室推進事業費補助金、東京都地域学校協働活動推進事業費補助金、東京都文化財保存事業費補助金などが主なものとなっております。

次に、6ページをご覧ください。23款市債では、花小金井小学校増築工事、学園東小、小平第四中学校等の大規模改造工事、小学校、中学校の体育館冷暖房設備設置工事などが主なものとなっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

10ページをご覧ください。令和5年度当初予算につきましては、一般会計全体の予算は77億9,000万円で、教育委員会が所管する教育費の総額は87億1,138万5,000円でございます。一般会計全体の11.2%を占めております。教育委員会が所管する教育費の歳出予算につきましては、前年度の78億9,204万4,000円に比べ、8億1,934万1,000円、10.4%の増となっております。

11ページからは教育部の各課分について、事業別にお示ししております。

なお、13ページ下段にございます文化スポーツ課でございますが、学校施設のスポーツ開放に関すること、また、文化財に関することは市長部局が補助執行しておりますが、引き続き教育委員会が所管する事務となりますことから、ここに含めて掲載しております。

令和5年度の教育委員会の主な事業につきましては、先ほどの議案第28号、小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業でお示ししたとおりでございますので、改めての説明は省略させていただきます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

以前も聞いたと思いますが、分からなくなってきたので教えてください。

歳入で、国か都からお金が出ているということですが、括弧の後の部分です。一番分かりやすいのは、4ページ17款の04節東京都地域学校協働活動推進事業費補助金とあり、(2/3、うち国1/2・10/10)という形になっています。これはどういうふうに読めばいいのか、教えていただけますか。3分の2のうち2分の1は国、そこまでは分かりますが、中黒で10分の10という意味を教えてください。

○細村地域学習支援課長

こちらにつきましては、東京都から3分の2の割合で補助金をいただきます。市が3分の1、都が3分の1、国が3分の1という形になりまして、東京都から3分の2になります。10分の10負担する内容ですが、統括コーディネーターを小平市は配置しておりますので、その分に関しましては都が10分の10補助していただいております。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

—暫時休憩—

○古川教育長

会議を再開いたします。

○細村地域学習支援課長

東京都から見ますと、東京都は国から2分の1の補助がございます。分かりづらくて、申し訳ございません。

○古川教育長

3分の1ずつだということですね。実際は。

○細村地域学習支援課長

実際はそうです。

○古川教育長

都が国の分もまとめてくれるから、3分の2と書いてあるということですね。

○細村地域学習支援課長

小平市に対しては、3分の2いただいております、東京都からすると、国からは2分の1、補助金 comes という事です。

○古川教育長

書き方が分かりにくいですね。

○細村地域学習支援課長

これは、教育費だけではなくて、市として全体の表現の仕方になっております。

○三町教育長職務代理者

分かりにくいというのがよく分かりますが、東京都の補助金という項目の中で出ているので、括弧の最初は東京都からの割合ですね。その後についているおまけがその中の内訳で、その中には国のお金が入っていますということですね。

例えばそのページの一番上の発達障害教育支援員配置促進事業補助金というのが、2分の1で

中黒4分の1とあります。2分の1ならば、東京都が2分の1で、国からは来ていない、東京都が全部出している。4分の1ということは、この中に4分の1のものと2分の1が混ざっているという理解でよろしいですか。そうすれば大体括弧の中は私なりには理解できます。

○中村教育施策推進担当課長

この発達障害教育支援員の配置促進事業については、これは2分の1補助の場合と、4分の1補助の場合と両方あり得るということです。その基準としましては、前年度の特別支援教室の退出率によって、2分の1の補助を受けられるか、4分の1の補助を受けられるかということが決まっています。要するに、いずれかが適用されるという意味で中黒という表現になっております。

○古川教育長

中黒がどちらかという意味ですか。

○中村教育施策推進担当課長

その特別支援教室の退出状況によって、2分の1の補助を受けられる場合もあれば、4分の1の補助になる場合もあるということになります。

○三町教育長職務代理者

開室状況で分かれるということですが、その開室状況というのは、例えば小平市で全校開室しますという場合に2分の1なのか。4分の1の違いが出ているのか。人数が少ないところということなのか、何の基準での開室状況なのか分かりません。

○中村教育施策推進担当課長

特別支援教室の退出状況になります。今、詳細のデータが手元にございませんが、例えば、仮に100人の子どもたちが特別支援教室を利用して、基準は正確に申し上げられませんが、例えばその半分がもう退出をして、利用が終了したとなった場合には2分の1補助を受けられる。その50人、半分よりも少ない人数しか退出ができなかったとなると、4分の1の補助というふうに、特別支援教室を利用している児童がどれだけの割合で、その特別支援教室を終了したかという率によって補助を受けられる割合が変わってくるという制度になっております。

○三町教育長職務代理者

実績として通常の学級だけで生活できるのが一番望ましいわけですね。そういうことをたくさん実行したら、補助金をたくさん出すという理解でよろしいですか。そうすれば、非常に分かりやすいのですが。100人いて50人と言いましたが、それだと補助金を半分出します。ところが20人ぐらいしか学級に戻れない場合は、実績が上がっていないため4分の1しか出ないとい

う理解でよろしいでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

そのような制度となっております。

○三町教育長職務代理者

分かりました。

○古川教育長

では、ほかに質疑はございませんか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、令和5年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第30号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について及び第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

議案第30号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について及び議案第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、関連する議案ですので一括して説明いたします。

本案は、小金井市、及び東大和市の図書館との相互利用について、合意に至ったことから、実施に向けて改正するもので、市議会3月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

改正内容でございますが、「図書館資料の貸出しを受けられる者の範囲」に「小金井市」及び「東大和市」を加えるものです。なお、相互利用における貸出数などについて必要な事項は、条例施行規則で定めることから、小平市立図書館条例施行規則の改正を合わせて行うものでございます。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、議案第30号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び議案第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、詳細を説明いたします。

資料の概要をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、小金井市及び東大和市の図書館との相互利用について、それぞれの市との協議の結果、合意に至ったことから、実施に向け小平市立図書館条例の一部改正を行うものでございます。

次の2の改正内容でございますが、小金井市及び東大和市の図書館と相互利用を行うに当たり、条例の第6条の2の図書館資料の貸出しを受けられる者の範囲の中に、「小金井市及び東大和市の区域内に住所を有する者」を加えるものです。

施行規則におきましては、条例と同様に第6条におきまして、「小金井市及び東大和市の区域内に住所を有する者」を加えるほか、小金井市及び東大和市に住所を有する方の小平市立図書館における図書及び雑誌の貸出し数について、既に相互利用を行っております立川市及び国分寺市の方と同様に通常の貸出し数の半分の5冊といたします。

なお、CD及びカセットテープの貸出し数につきましても、立川市及び国分寺市民と同様に、通常は3点のところ1点といたします。

また、施行規則第12条の貸出しの予約につきましては、立川市及び国分寺市に住所を有する方と同様に行わない旨を規定いたします。

また、様式における市の名称のところに「小金井市」と「東大和市」を書き加えるとともに、性別記入欄を削除してレイアウトを調整いたします。

3の施行期日でございますが、施行日が相互利用の開始日となりますことから、条例改定後に行う協定締結から準備期間、周知期間を経て、双方の図書館の休館日と重ならない5月24日としております。

なお、施行規則の別記様式につきましては、公布の日からの施行となります。

4のその他でございますが、従前は小金井市立図書館での登録、利用要件には、居住地による規定がなく、小平市民も自由に登録利用を行うことができておりましたが、昨年11月15日以

降、小金井市に在住・在学・在勤の方または相互利用協定締結市在住の方に限定されることとなり、相互利用協定を締結しない場合、現在小金井市立図書館に登録している小平市民も本年4月以降利用ができなくなることとなりました。

そのため、小金井市との協定は、市議会での条例の議決後、直ちに協定を締結し、4月から引き続き小平市民が小金井市立図書館を利用できるようにする予定でございます。

小平市立図書館における小金井市民、東大和市民の利用開始、及び東大和市立図書館における小平市民の利用開始は、条例の施行期日の5月24日からとなります。

今後の予定といたしましては、市議会3月定例会へ議案を提出し、3月28日の条例議決後に小金井市及び東大和市とそれぞれ協定を締結いたします。

○古川教育長

それでは、質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、2件を一括して行います。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

はじめに、議案第30号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時5分まで休憩いたします。

午後3時47分 休憩